

【災害派遣福祉チーム員 登録時研修】

行政説明 1

災害派遣福祉チームについての基本事項

千葉県

災害福祉支援ネットワーク協議会事務局

災害派遣福祉チーム（千葉県DWAT）についての基本事項

【構成】

- I．災害時の福祉支援が求められた背景
- II．災害福祉支援ネットワークと
災害派遣福祉チーム（D W A T）
- III．千葉県の体制について

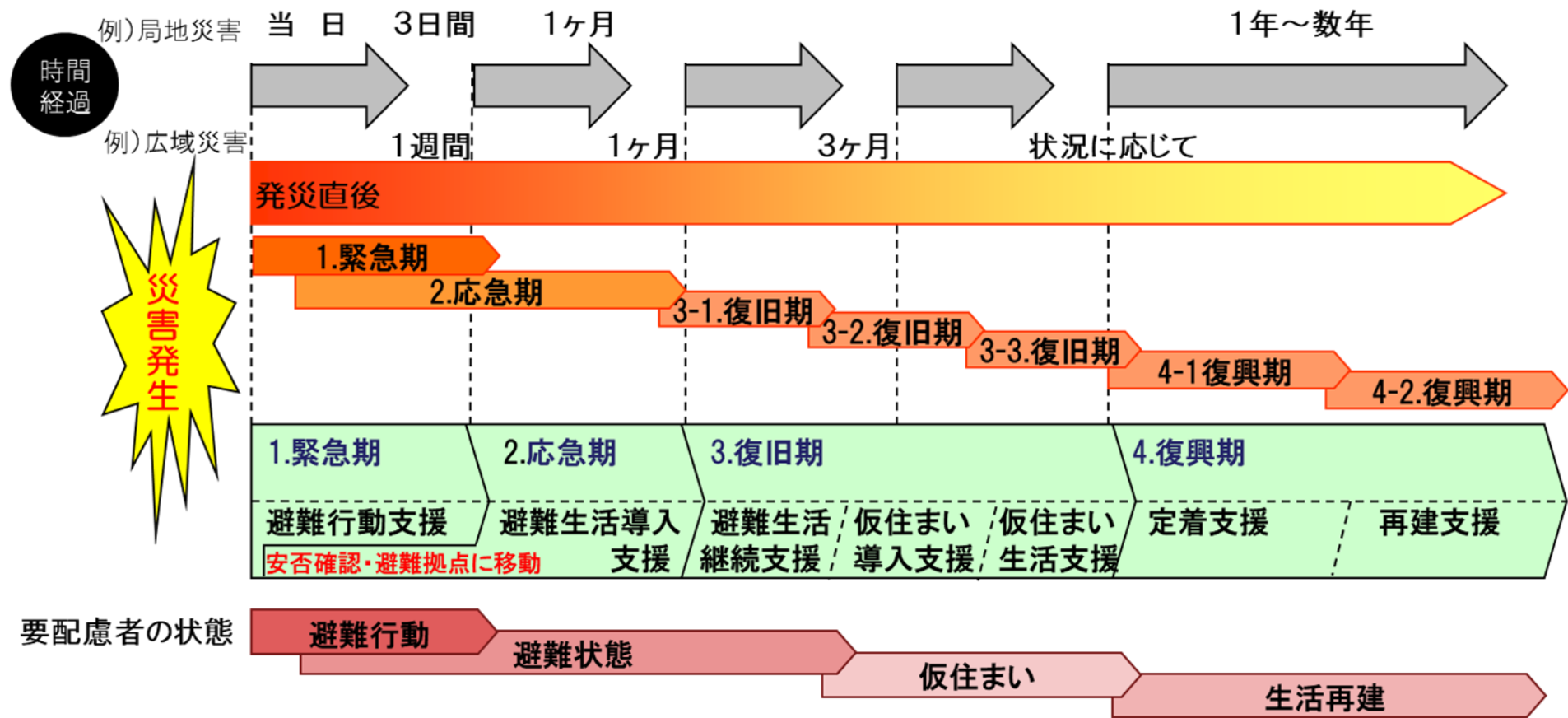
【構成】

I．災害時の福祉支援が求められた背景

II．災害福祉支援ネットワークと 災害派遣福祉チーム（D W A T）

III．千葉県の体制について

1.災害の時系列（フェーズ）を理解する



2.指定避難所とは

考え方	<p>指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する。</p> <p>(災害対策基本法第49 条の 7)</p>
基 準	<p>以下のすべてを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none">• 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。• 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること。• 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。• 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。 <p>なお、主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所等については、上記の他に、</p> <ul style="list-style-type: none">• 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。• 災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。• 災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。 <p>福祉施設のほか、市民センターや公民館等が指定されていることが多い</p> <p>学校が指定されていることが多い</p> <p>(災害対策基本法施行令第20条の6)</p>

3.過去の災害で発生したこと

一次被害

災害による直接死の発生

- ・・特に高齢者・障害者に被害（避難行動の問題）

災害から助かった命

二次被害

災害直後からはじまる避難生活の中で生じる

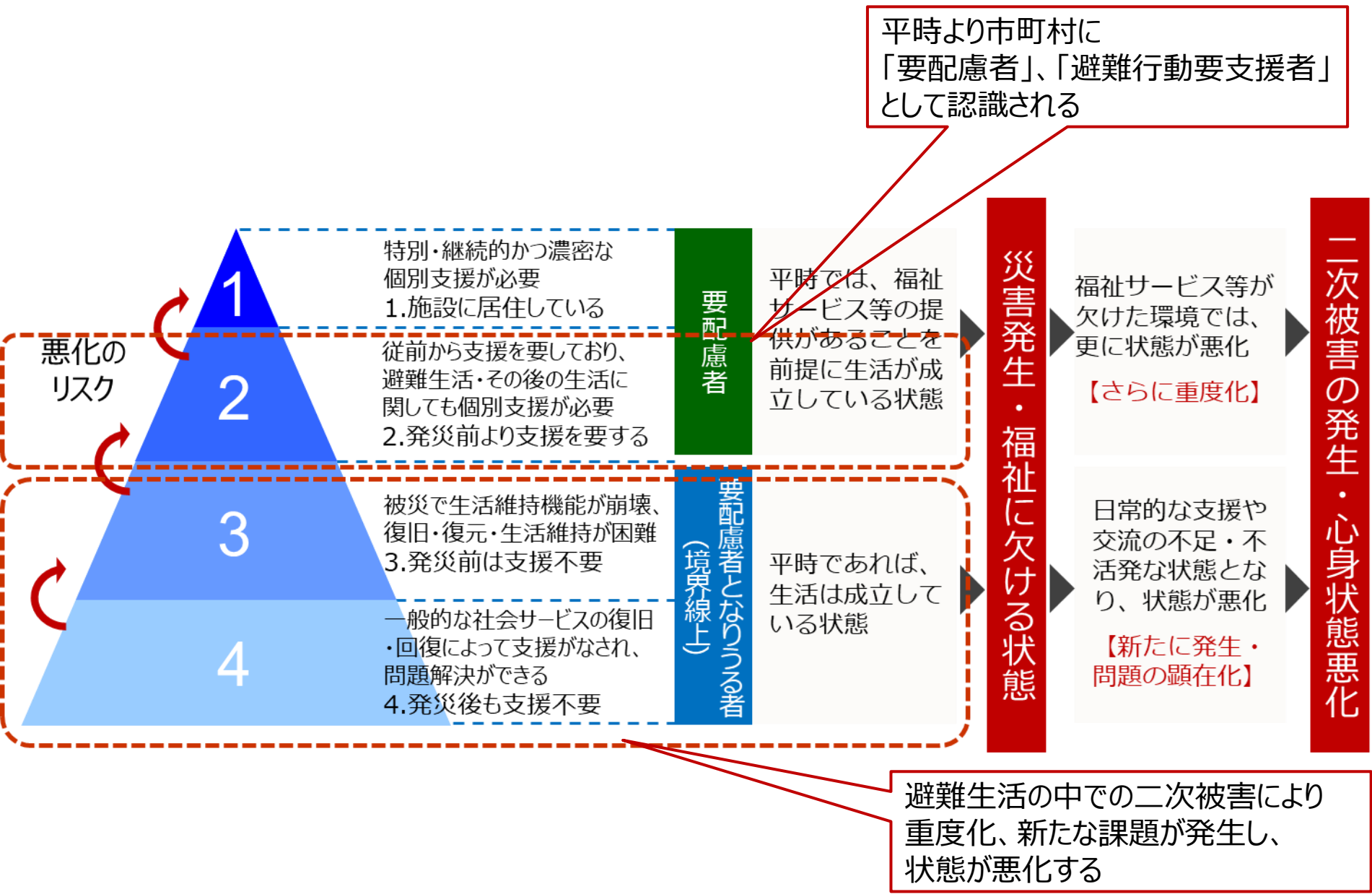
体調悪化や災害関連死の発生（避難生活の問題）

- ・・特に要配慮者（高齢者や障害者、子ども等）に被害大
- ・・重度化防止、課題の早期発見と対応が進まないことで状態が悪化することになる

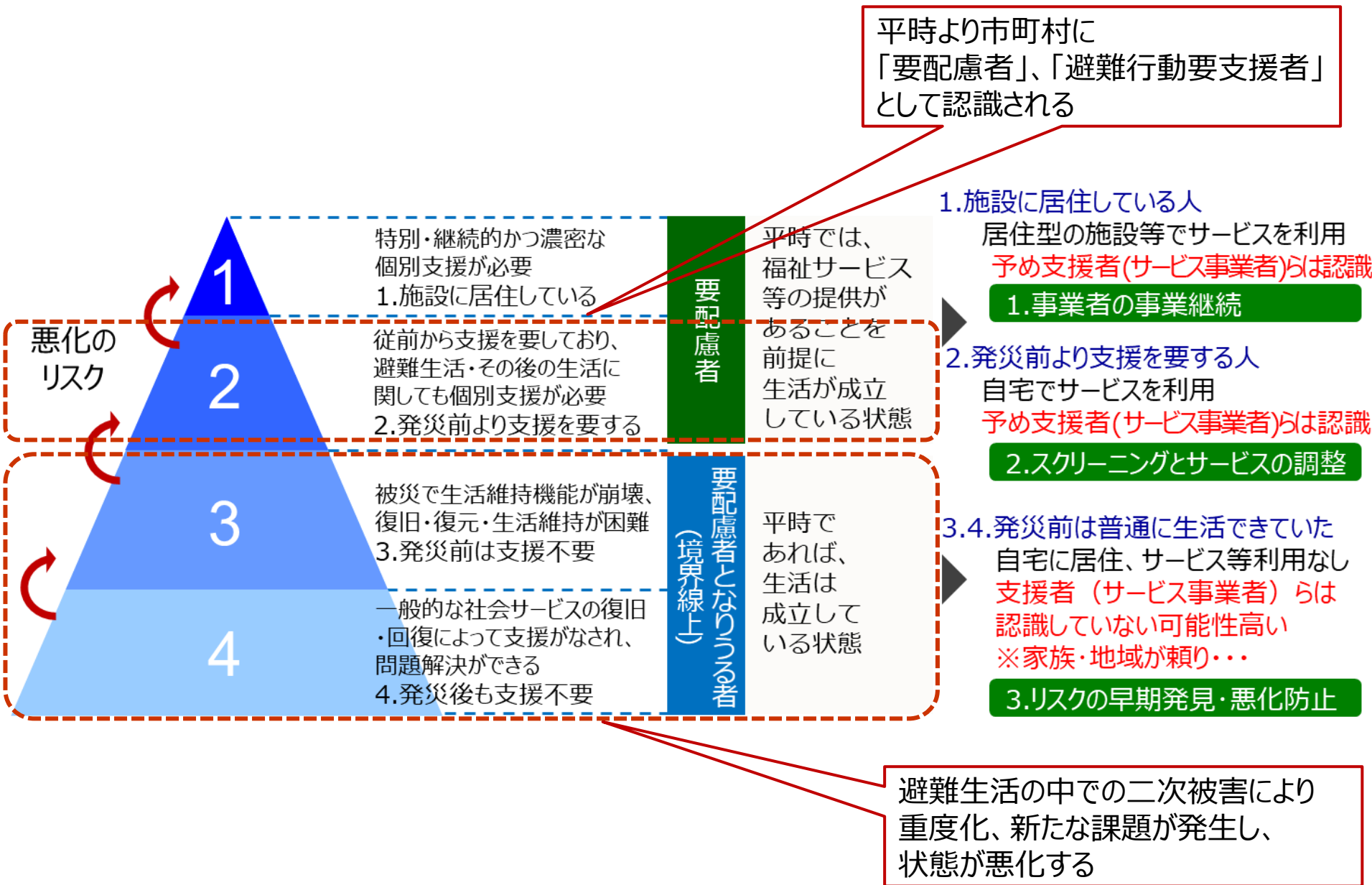
災害から助かったのに守られない命

生活を支える機能である福祉による支援は、災害時にも重要

4. 支援を必要とする層と災害時に想定されるリスク



5.二次被害を防ぐために必要なこと

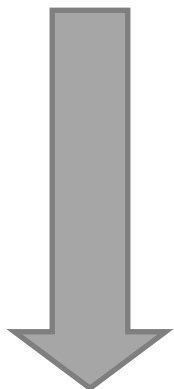


6.災害時「要配慮者」とは

災害対策基本法では、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている

- 高齢者（要介護の者）
- 障害者・児
- 乳幼児 …… 等のほか、妊産婦、外国人、疾病者、
避難時または避難所で支援が必要となった人

いつ自分がその立場になってもおかしくない。
他人事ではない。



【人】 平時に市町村が把握する避難行動要支援者だけではなく、災害によって「誰もが」要配慮者になる可能性がある

【地域】 少子高齢化による人口構成の変化・在宅で暮らす重度の要介護者や障害者の増加・核家族化や地域コミュニティの弱体化

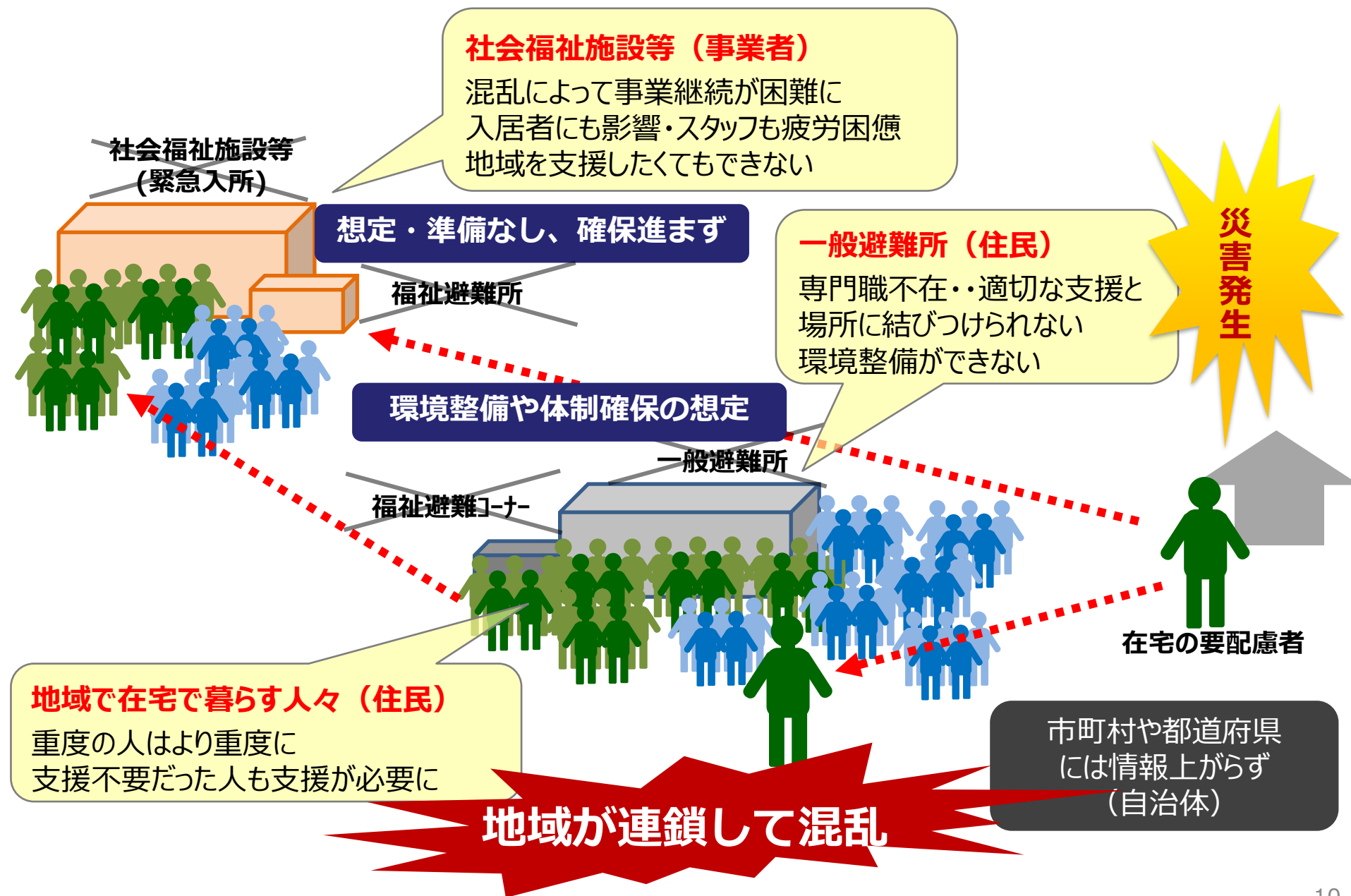
災害による被害は皆にとって同じではない

- ・・普段の生活で支援が必要な人はより支援が必要に、支援が不要だった人も新たに支援が必要になる可能性がある

災害の大きさだけで地域への影響をはかることはできない

- ・・その地域はどのような地域であるかで、災害のインパクトは異なる

7.災害時に想定される状況（災害派遣福祉チームがない場合）



8.二次被害の発生防止に向けた一般避難所の充実

①要配慮者の課題の見極めは、災害医療のみでは困難

→緊急医療中心のDMATや医療救護班だけでは、介護や障害等の課題把握は困難

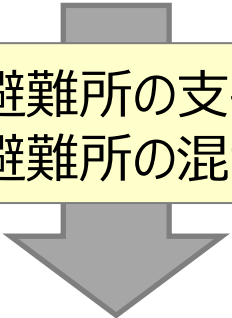
→介護や障害等の課題には、平時と同様に医療と福祉の連携が必要

②一般避難所の混乱

→避難生活をおくる場所・必要な支援についての見極めは難しく、
それができる人材も不足

③二次的避難所である福祉避難所の開設は進まず

→運用方法が定まっていない等から、指定はされていても開設は進まず
その結果、施設の緊急入所者は増加、被災地域の施設に大きな影響

- 
- 一般避難所の支援体制や環境整備が進まないことで、状態が悪化する人も発生
 - 一般避難所の混乱の余波は被災した福祉施設にも及び、事業継続を困難に

一般避難所を機能強化し、受け止められる人々を増やすことが必要

【構成】

I．災害時の福祉支援が求められた背景

**II．災害福祉支援ネットワークと
災害派遣福祉チーム（DWA T）**

III．千葉県の体制について

9.災害福祉支援ネットワークの構築

相次ぐ自然災害の発生、二次被害防止の観点から、厚生労働省は「災害時における福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を発出

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209718.html>

都道府県内の災害時の福祉支援体制の構築のため

①都道府県内に災害福祉支援ネットワークを構築

→ 都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体等、市区町村も協力して、官民協働でネットワークを構築する

②避難所等で福祉支援を行うDWATを組成

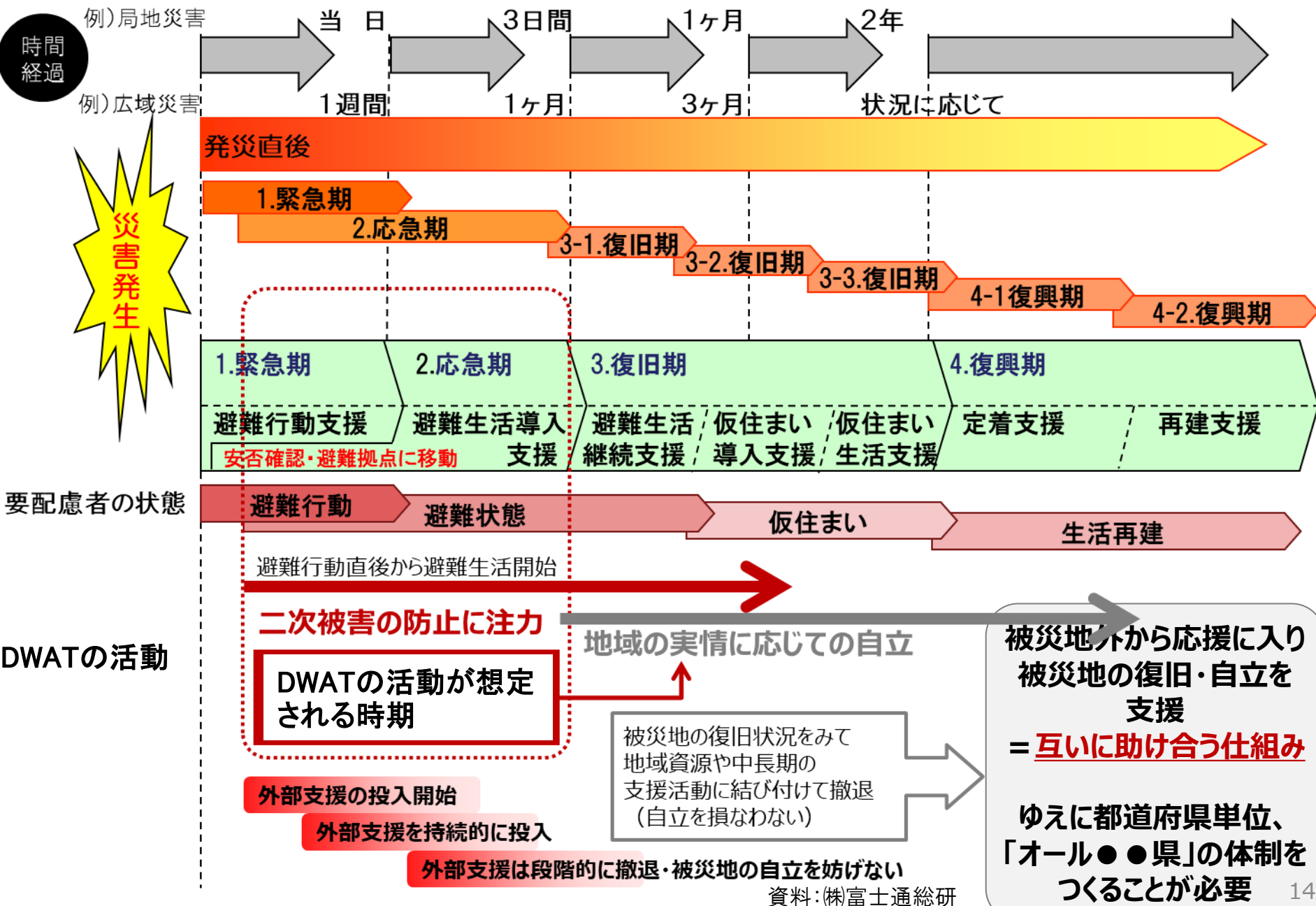
→ 避難所に加えて、在宅、自家用車、社会福祉施設等その他地域に生活する災害時要配慮者に福祉支援を行う

・地域が持つ多様性から、高齢・障害等の種別に関わらない横断的なチーム組成が必要

→ 要配慮者を中心とした支援・連続した支援を行うべく、保健・医療の他職種と連携して取り組む

都道府県の災害時の福祉支援体制の一つ＝オフィシャルチーム

10.被災地の復旧・自立を応援する期間限定の仕組み

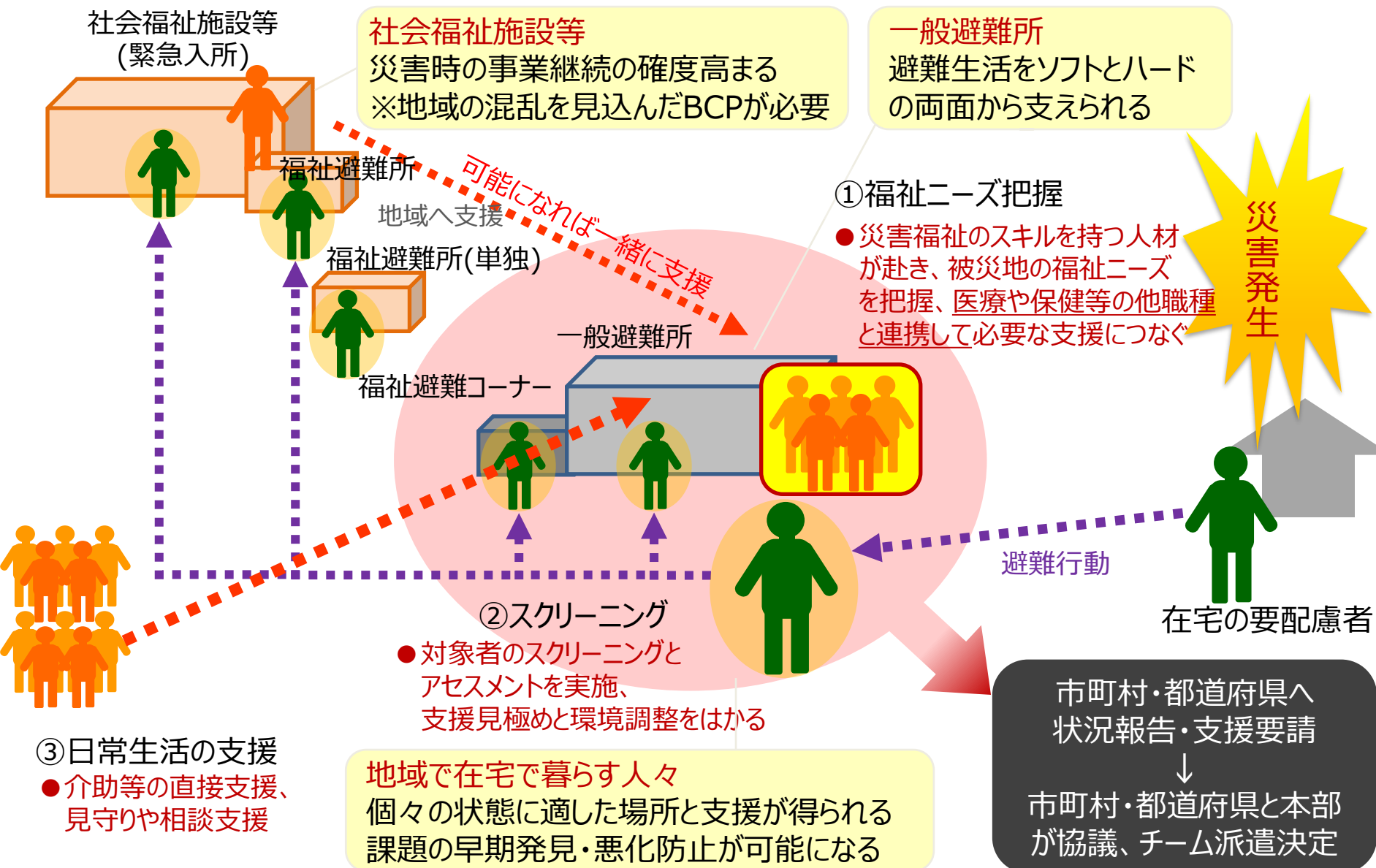


11.災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動

- ①要配慮者情報の収集
- ②指定福祉避難所等への誘導
- ③要配慮者へのアセスメント（健康調査、ラウンド）
- ④日常生活上の支援
- ⑤相談支援（福祉（要配慮者）相談窓口、何でも相談）
- ⑥避難所等における環境整備
- ⑦本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
- ⑧後続のチームへの引継ぎ
- ⑨被災市区町村や避難所等の管理者等との連携
- ⑩他職種との連携
- ⑪被災地域の社会福祉施設等との連携

（災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン 4.(2)）

12.災害派遣福祉チーム（DWAT）があった場合



地域全体で取り組むことでしか実現しない＝自治体・事業者・住民

13.災害時の活動のためには平時からの体制づくりが重要

被災地外からの支援のプロセス（一部再掲）

外部支援の投入開始

外部支援を持続的に投入

外部支援は段階的に撤退・被災地の自立を妨げない



災害はどこで起きるかわからない＝互いに支援しあえる関係が必要

⇒まずは各都道府県内でネットワークをつくる必要がある

・・そして災害時に支援しあえるためには、災害が起きる前＝平時において

- 県内や広域間で同じ仕組みを持ち、互いに支援できるようにする
- 外部からの支援をうまく受けられるよう、受援体制を整え、受援力を高める
・・・ことが必要となる

平時においては、チーム員は地域住民・自治体と一緒に
自分たちの地域を強くしていくことが重要

- ・ 災害時に備えた福祉支援体制づくりは、社会福祉法人や社会福祉施設、福祉専門職による「地域における公益的な取組」の1つであり、取り組むべきである。
- ・ それだけではなく、自分たちの利用者、仲間、事業所を守る相互支援の仕組みでもある。

14.派遣事例①

熊本地震（2016年4月）

- ・ 益城町に熊本県チームが県内派遣され、熊本県からの依頼で広域派遣された2府県のチームと共に1か所の一般避難所を拠点に活動する

● **岩手県** 2016/4/28-5/18(5班)

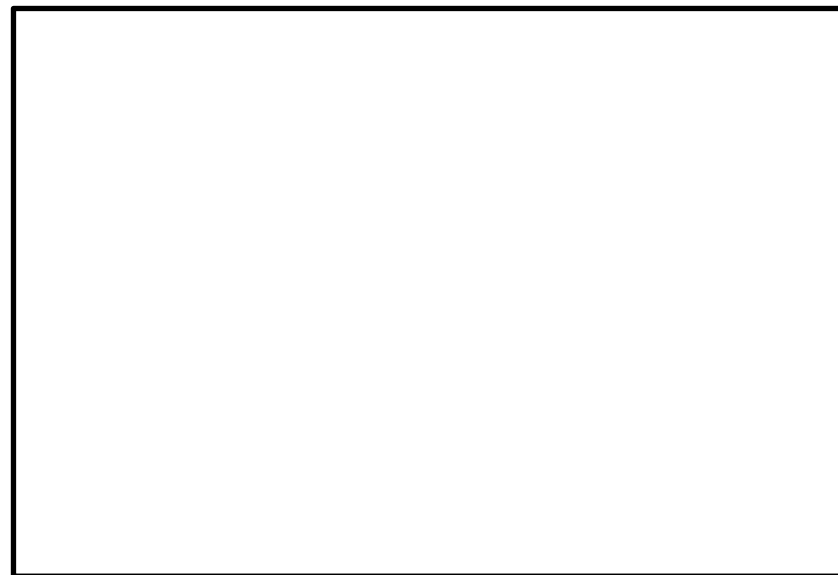
● **京都府** 2016/5/12-5/31(3班)



台風10号災害（2016年8月）

- ・ 岩泉町に岩手県チームが県内派遣され、医療・保健の他職種との会議体「岩泉保健・医療・福祉・介護連携会議」を設置、2か所の一般避難所を拠点に保健師らと健康・福祉相談コーナー運営や相談支援等の悪化防止に取り組む

● **岩手県** 2016/9/1-10/7
(チーム員54名・ボランティア8名)



15.派遣事例②

平成30年7月豪雨（2018年7月）

- 真備町に岡山県チームが県内派遣され、岡山県の依頼で5府県から広域派遣されたチームと共に3か所の一般避難所を拠点に活動する
- DMATや保健師等の他職種と連携した支援を実施、ボランティア団体の活用にも取り組む
- 保健所に行政や医療・保健・福祉の団体等の会議体「倉敷地域災害保健復興連絡会議」(KuraDRO)が設置、チーム事務局も参加し保健・医療・福祉が連携して活動
- 岡田小学校※8/22以降岡山県のみ
 - 7/10～9/2 岡山県(13班)
 - 7/20～8/13 京都府(6班)
 - 8/13～8/21 青森県(2班)
- 菌(その)小学校
 - ※8/22以降岡山県のみ
 - 7/18～9/2 岡山県(11班)
 - 7/18～7/26 岩手県(2班)
 - 7/24～8/5 静岡県(3班)
 - 8/5～8/13 群馬県(2班)
- 二万(にま)小学校
 - ※当初より岡山県のみ
 - 7/18～9/2 岡山県(11班)

16.派遣事例③-1

令和6年能登半島地震（2024年1月）

・1月6日～6月30日 全47都道府県からのべ1,573名（6,097人日）が石川県内の避難所等で活動。

●相談支援（なんでも相談 1.5次避難所）

・罹災証明の二次申請中に、自宅へのボランティアによる片づけを実施して良いかとの相談あり。市役所にも確認の上、ボランティアの作業可能な範囲、逆にやってはいけないこと等を確認し、相談者に伝えた。

・虐待ケースへの介入について、被虐待者の次の避難先の調整を行った上で、元自治体から、虐待者に対する指導を行えるように調整を図った。

●要配慮者へのアセスメント

・保健師・ケアマネと連携した事例（穴水町）

保健師チームよりADLの低下傾向の高齢者がいるので確認してもらいたいとの依頼あり。個別対応（自宅）にて訪問してご本人と娘さんに聞き取りを行い、お孫さん宅でお風呂に入る際、浴槽をまたがり入ることは出来たが、上がる際に浴槽内が滑り、足に力が入らず上がれなくなり苦慮されたお話を聞き、ケアマネを通して福祉用具（浴槽内に入れる滑り止めマット）を伝え使用を提案し、ケアマネにつなげた。

17.派遣事例③-2

令和6年能登半島地震（2024年1月）

・1月6日～6月30日 全47都道府県からのべ1,573名（6,097人日）が石川県内の避難所等で活動。

●日常生活支援～子ども支援

・保育士が関わった事例（志賀町）

DWATブースを設置後、子ども用に塗り絵など絵を描くような道具を用意し、お話をしながら、子どものストレス緩和を図った。

●避難所退所支援

・退所にむけての相談・援助

罹災証明、仮設入居申請の確認、手続き援助

2次避難所への申し込み援助

個別案件への対応例

（1）生活保護受給者や家族内DV事例で市町とつながり、ケースワーカーと方向性を共有

（2）仮設への同居を希望する夫婦と施設入所を勧める親族の調整

（3）仮設や住宅に戻る際の在宅サービス希望の聞き取りとケアマネへのつなぎ

（4）精神疾患の方のGHへの入居をMSW、ケアマネ協と連携して勧める

（5）地元を離れる選択をされた方への寄り添い

18.派遣後の取組事例（平時）①



総合防災訓練(京都府)

保健・医療・福祉の専門職と地域住民が
一緒に防災訓練に取り組む

啓発・周知のためのリーフレットやパネル(岩手県)
地域住民への普及・啓発、活動紹介のために
資料を作成

19.派遣後の取組事例（平時）②



・ チーム受付によりDWATのチームの目的説明)



・ なんでも相談所設置



・ 避難者へのアセスメント

総合防災訓練(千葉県)

保健・医療・福祉の専門職と地域住民が一緒に防災訓練に取り組む

千葉県災害福祉支援チーム
Disaster Welfare Assistance Team
通称**DWAT**です！
(ディーワット)

DWATってどんなことをするの？

いつ？ 大規模災害が発生した時
例)地震、大雨洪水災害

どこで？ 皆さんが避難している場所
例)体育館、施設など

対象者は？ 避難先で困り事がある方
配慮が必要な方
例)高齢者、妊産婦、障害者など

何を？ 福祉的支援や関わり

どのように？ 行政・保健・医療の関係者や、ボランティア等と連携しながら

どうして？ 避難者の心と体の状態の悪化を防ぐため

①避難所での福祉なんでも相談 ②避難所での困りごと調査
③相談に応じた関係機関への仲介 ④介護支援が必要な方への対応
⑤避難所の環境整備

誰もが安心して過ごせるよう、現地の皆さんに寄り添った支援をします！
平常時は研修や訓練で、災害時に備えています！

千葉県DWAT派遣の流れ

市町村 ①被災情報・支援ニーズを把握 ②DWAT派遣を要請

千葉県DWAT ①DWAT派遣決定 ②DWATのチーム編成

避難所 ①状況把握 ②支援活動 (1チーム5～6名、5日間交代)

DWAT本部 (千葉県社会福祉協議会)

チームにはこのような人がいます！
県と協定を結んだ福祉関係団体に所属する個人会員や、会員施設から推薦を受けて登録された社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)等で構成されています。

DWATの活動例

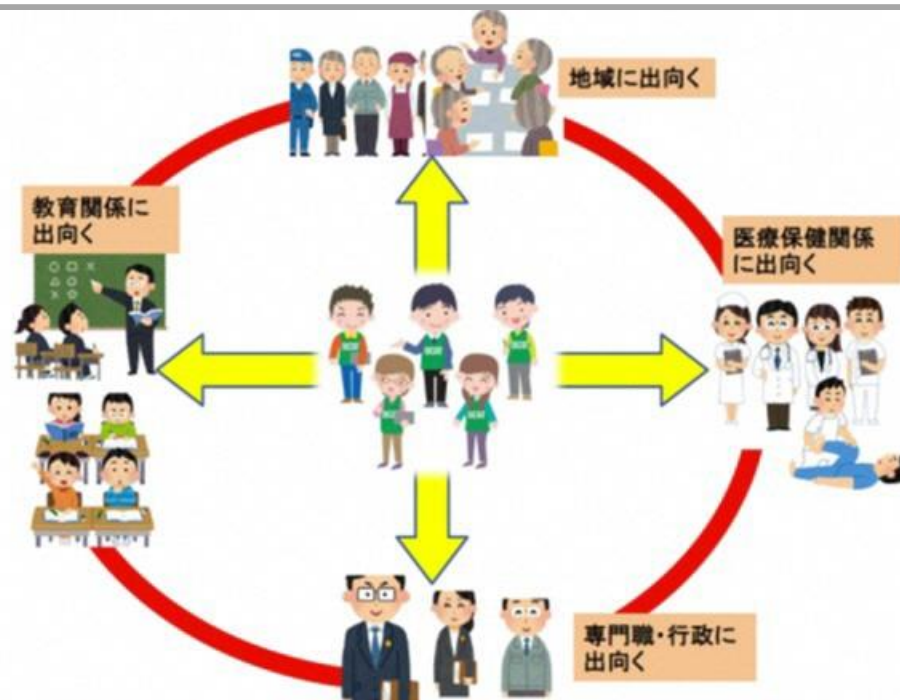
①なんでも相談所の開設 ②避難所での困りごと調査
③配慮が必要な方への支援 ④避難所の環境整備

★千葉県DWAT事務局★
千葉県 健康福祉部健康福祉指導課 法人指導班 ☎043-223-2351
千葉県社会福祉協議会 福祉サービス事業部 ☎043-245-2940

QRコード
千葉県DWAT事業のホームページです！ぜひご覧ください！
2022年3月版

啓発・周知のためのリーフレットやパネル(千葉県)
地域住民への普及・啓発、活動紹介のために資料を作成

20.派遣後の取組事例（平時）③



静岡市社協主催：夏休みボランティア・福祉体験 「考えよう！体験しよう！災害時の支え合い活動」

開催日：平成30年8月12日（日）静岡市社会福祉協議会
参加者：市内小学校4年生
内 容：「避難所で役立つ道具作り・避難用具の紹介と体験」

静岡市葵区一番町地区防災研修会

開催日：平成30年8月26日（日）静岡市特別支援教育センター
参加者：地区町内会役員、防災委員等
内 容：「静岡DCAT活動紹介、派遣活動報告、避難行動と移送用具紹介」

平時の活動（静岡県）

住民対象の防災活動の講師や、地域と一緒に防災訓練に取り組む

2 1.二次被害の防止・被災地域の自立を支援する

災害派遣支援チームが心しておかねばならないこと

●被災した人々に対しては、二次被害の防止

- その人が避難生活を送るのに適切な場所が確保された時点から悪化防止、早期発見・早期対応等、他職種と連携して二次被害の防止に取り組み、生活再建につなげていくことが必要

●被災地域に対しては、被災地域の自立性の尊重

- 被災地外から応援に入るのは、被災地域が災害で失った支援力をカバーするためであり、復旧に集中するための「リリース」であるゆえに、災害福祉支援チームの活動には「期限がある」
- ゆえに、チームの活動当初から自分たちがいなくなっても大丈夫な状態となることを目指した活動を心掛ける

× **自分がやりたい支援・やりすぎの支援は禁物**

災害派遣福祉チームは被災地外から応援に入るチーム
最後は地域資源や中長期の支援活動に支援や情報を引き継ぐ

【構成】

I．災害時の福祉支援が求められた背景

II．災害福祉支援ネットワークと
災害派遣福祉チーム（D W A T）

III．千葉県の体制について

千葉県災害派遣福祉チーム(千葉県DWAT)

- 正式名称: 千葉県災害派遣福祉チーム
- 略 称: 千葉県DWAT(千葉県でいーわっと)
Disaster Welfare Assistance Teamの略
- 人 数: 3名～5名程度
- チーム編成: 発災後、各チーム員へ派遣の可否を打診し、
千葉県DWAT本部で編成
- チームの種類: 先遣チーム、支援チーム
- 活動期間: 1チームあたり原則5日間
- 活動内容: 災害時の一般避難所、福祉避難所※における
福祉的支援

※状況に応じて、在宅及び自家用車並びに被災した社会福祉施設等
その他地域で生活する要配慮者への支援も行う。

○先遣チームは発災直後に派遣され、福祉ニーズの調査や、その後に活動する支援チームの活動環境整備等を行う。

先遣チームには千葉県DWAT本部職員も同行する。

千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会

- 活動目的: 大規模災害時の要配慮者への福祉支援の円滑な実施
- 事務局: 千葉県、千葉県社会福祉協議会
- 活動内容: 大規模災害時における福祉支援の仕組みづくり
大規模災害時におけるチーム員の派遣及び調整
(災害時は事務局が「千葉県DWAT本部」となり、
チームの後方支援を行う。)
チーム員の登録及び研修・訓練
関係機関・団体等との連絡・情報共有
受援体制(他県DWATや支援団体の受入)の構築
チーム員に関する周知・啓発 等

協議会の構成団体

千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会の構成団体(23団体)

※令和8年4月1日現在

(下線を引いてある団体は、基本協定(次頁で説明)を締結している団体です。)

千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県社会福祉法人経営者協議会、千葉県高齢者福祉施設協会、千葉県老人保健施設協会、ちば地域密着ケア協議会、千葉市老人福祉施設協議会、千葉県身体障害者施設協議会、千葉県知的障害者福祉協会、千葉県精神障害者自立支援事業協会、千葉県社会福祉士会、千葉県介護福祉士会、千葉県介護支援専門員協議会、千葉県ホームヘルパー協議会、千葉県聴覚障害者協会、千葉県精神保健福祉士協会、千葉県医療ソーシャルワーカー協会、千葉県児童福祉施設協議会、千葉県保育協議会、千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会、千葉市身体障害者連合会、千葉県市長会、千葉県町村会

千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定

- 協定の目的: 大規模災害時に避難所へDWATを派遣し、要配慮者への支援を行う。
- 協定当事者: 千葉県、千葉県社会福祉協議会、福祉関係団体
- 協定締結者の役割:

(平時)

千葉県: チーム員の登録・研修・訓練、情報交換

県社協: チーム員の研修・訓練、情報交換

福祉関係団体: 会員に対するDWATへの協力依頼、情報交換

(災害時)

千葉県: 待機依頼、派遣依頼、派遣決定

県社協: 派遣計画策定

福祉関係団体(又は協力法人): 派遣可否の報告

※協力法人・・・協定締結団体の会員施設を所管する法人

千葉県災害派遣福祉チーム～千葉県DWAT～ 活動マニュアル

- DWATチームの派遣等に係る具体的な手順や活動内容等を記載
- 知識編、実務編、関係様式等の3部構成
- 千葉県HPからご覧になれます

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/dwat/chiba-dwat.html>

千葉県災害福祉支援チーム
～千葉県DWAT～
活動マニュアル



令和7年1月版
千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会

千葉県DWATチーム員の要件

原則として、表に掲げる国家資格、公的資格又は職種等について3年以上の実務経験を有する者、又はこれと同等の能力を有する者で、登録時研修を受講できる者

想定されるチーム員の資格等

区分	資格等
資格等	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、相談支援専門員、精神保健福祉士、手話通訳士、保育士、看護師、リハビリ専門職、管理栄養士、臨床心理士 等
職種等	生活相談員、生活支援員、独立型社会福祉士、介護職員、ケアマネジャー、訪問介護員、手話通訳者、要約筆記者、地域包括支援センター職員 等

派遣に係るチーム員の身分・加入保険

チーム員の身分	<ul style="list-style-type: none">・福祉施設等の職員 所属する福祉施設等の職員として千葉県DWATの活動に参加する。・福祉施設等の職員でない者 個人として千葉県DWATの活動に参加する。
チーム員が加入する保険	<ul style="list-style-type: none">①福祉施設等の職員<ul style="list-style-type: none">・千葉県（災害福祉支援ネットワーク協議会）が加入する保険・その他所属する社会福祉施設等の労災保険制度②福祉施設等の職員でない者<ul style="list-style-type: none">・千葉県（災害福祉支援ネットワーク協議会）が加入する保険③避難者等への損害賠償<ul style="list-style-type: none">・千葉県（災害福祉支援ネットワーク協議会）が加入する保険

派遣に係るチーム員の費用

派遣に係る費用は、活動場所や活動内容等に応じ、災害救助法その他の適用制度に基づき支給します。具体的な取扱いは、派遣決定時に千葉県DWAT本部から案内します。

【参考】過去、他県DWATの活動において、災害救助費の支弁対象となったもの

○人件費、旅費、印刷費、消耗品費、車両の使用に係る燃料費、車両借り上げ料

派遣の流れ

①災害発生

被災市町村

②派遣要請

千葉県DWAT本部

事務局

千葉県健康福祉指導課

千葉県社会福祉協議会

協議

○被災状況等の情報収集

○派遣要否の協議

○チーム派遣計画の策定

③派遣可否の打診

④回答

⑤DWAT派遣

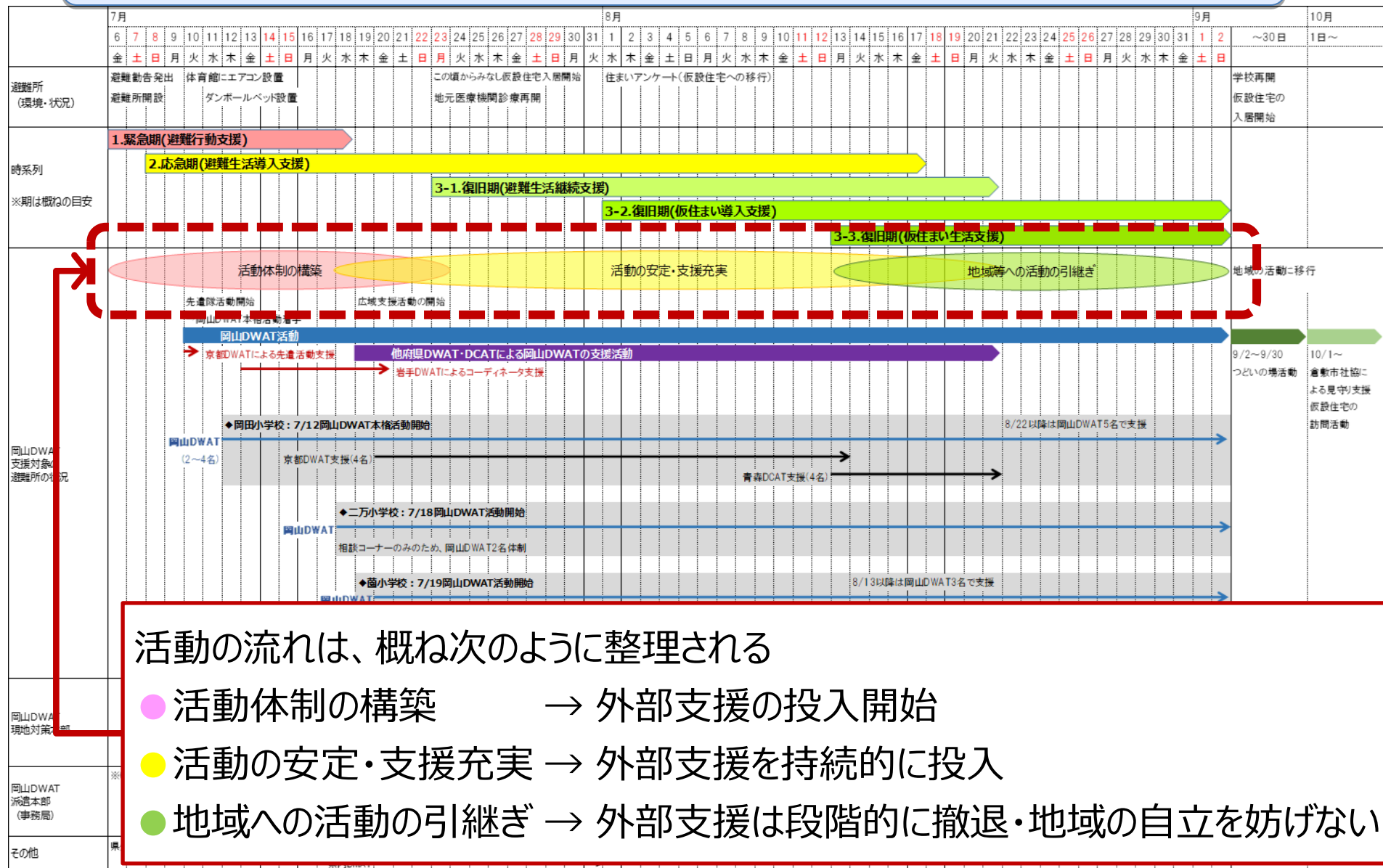
団体、法人、事業所、
チーム員

避難所

(県内での発災の場合、発生から概ね2
4時間以内に、県から各チーム員に待機
依頼発出)



活動スケジュール(例:平成30年7月豪雨被害)



活動継続(つなぎ)

1班 (先遣チーム)

1.待機から派遣指示

2.出動

3.被災地到着

4.活動初期対応

5.活動の実際

6.引き上げ(引継ぎ)

2班 (支援チーム)

1.待機から派遣指示

2.出動

3.被災地到着

(前チームから引継ぎ)

5.活動の実際

6.引き上げ(引継ぎ)

最終班 (支援チーム)

1.待機から派遣指示

2.出動

3.被災地到着

(前チームから引継ぎ)

5.活動の実際

6.引き上げ(引継ぎ)

「4.活動初期対応」の内容は、前チームからの引継ぎでカバーできる情報も多い。特に要配慮者には負担をかけないよう、きちんと情報を引継ぐようにする。

支援チームの最終班は、地域資源や中長期の活動に支援を引き継ぐ。そのため、引継ぎ先との連携や調整、引継ぐ情報の整理も重要となる。

地域資源や中長期の活動に支援を引き継ぐ

今後の取組予定

関係団体との連携体制の構築
(保健師、JRAT、DMAT、DPAT 等)

他県DWATとの連携体制の構築

フォローアップ研修等の開催

チーム員の皆さんと共に強い地域を

災害福祉支援ネットワーク及び千葉県DWA
Tの充実のためには、協議会構成団体だけでは
なく、チーム員である皆様の御協力が必要です。

ご意見等ございましたら、お聞かせください。

千葉県健康福祉指導課法人指導班

hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp